

学校給食費の改定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 7 月 30 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 11 号及び立川市学校給食運営審議会条例施行規則（昭和 50 年立川市教育委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 号の規定による。

学校給食費の改定について

昨今の食材料の急激な物価高騰を踏まえ、市立小・中学校の児童・生徒に国の「学校給食実施基準」を満たす安全・安心で栄養バランスのとれた学校給食を提供するために必要となる学校給食費について、立川市学校給食運営審議会に諮問を行い、令和7年7月22日に同審議会から別紙のとおり答申が提出されたことから、その内容を踏まえて以下のとおり学校給食費を改定したい。

1 基本的な考え方

- (1) 「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた学校給食を安全・安心に提供できる学校給食費であること
- (2) 近隣自治体の学校給食費と比較して著しい乖離がないこと
- (3) 価格を抑えるための献立の工夫が過度な献立の制約にならないように配慮すること

2 改定額

- (1) 学校給食費（一食単価）

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1食単価 (現行)	271 円	288 円	306 円	354 円
1食単価 (改定後)	296 円	315 円	334 円	387 円
増 額	25 円	27 円	28 円	33 円

- (2) 改定額の具体的な計算方法

令和5年度の「食品構成（実績）」に、令和7年度の「食材単価（中央値）」（※1）を乗じて概算の学校給食費を試算し、献立作成及び食材調達に工夫等に伴う食材料費の減額率を考慮して改定額を算出する。

また、小学校低学年及び高学年の学校給食費及び改定額については、中学年の試算額を基に、近隣自治体（多摩26市）における中学年に対する低学年および高学年の学校給食費の割合の平均値（※2）を用いて以下のとおり算出する。

※1 「食材単価（中央値）」とは、年度単位で使用実績のある食材料を、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの食品構成ごとに分類し、各食材料の年間平均購入単価（1gあたり）の中央値をとったもの。

※2 低学年：93.91%（☆）、高学年：106.04%（★）

①小学校給食費（中学年）

(ア) 献立作成及び食材調達に工夫等に伴う食材料費の減額率の算出

- ・令和5年度「食品構成（実績）」×令和5年度「食材単価（中央値）」＝ 330.471 円（A）
- ・現行の小学校給食費（中学年）＝ 288 円（B）

・(B) 288 円 $\div$ (A) 330.471 円 = 87.148% (C)

(イ) 必要な学校給食費の算出

・令和 5 年度「食品構成（実績）」 $\times$ 令和 7 年度「食材単価（中央値）」= 360.689 円 (D)

・(D) 360.689 円 $\times$ (C) 87.148% = 315 円（整数値／小数点以下切り上げ）(E)

(ウ) 改定額の算出

・(E) 315 円 $-$ (B) 288 円 = 27 円

以上により、改定後の小学校給食費（中学年）は 315 円、改定額は 27 円とする。

②小学校給食費（低学年）

・(E) 315 円 $\times$ (☆) 93.91 % = 296 円

以上により、改定後の小学校給食費（低学年）は 296 円、改定額は 25 円とする。

③小学校給食費（高学年）

・(E) 315 円 $\times$ (★) 106.04 % = 334 円

以上により、改定後の小学校給食費（高学年）は 334 円、改定額は 28 円とする。

④中学校給食費

(ア) 献立作成及び食材調達の工夫等に伴う食材料費の減額率の算出

・令和 5 年度「食品構成（実績）」 $\times$ 令和 5 年度「食材単価（中央値）」= 413.089 円 (a)

・現行の中学校給食費 = 354 円 (b)

・(b) 354 円 $\div$ (a) 413.089 円 = 85.696% (c)

(イ) 必要な学校給食費の算出

・令和 5 年度「食品構成（実績）」 $\times$ 令和 7 年度「食材単価（中央値）」= 450.938 円 (d)

・(d) 450.938 円 $\times$ (c) 85.696% = 387 円（整数値／小数点以下切り上げ）(e)

(ウ) 改定額の算出

・(e) 387 円 $-$ (b) 354 円 = 33 円

以上により、改定後の中学校給食費は 387 円、改定額は 33 円とする。

(3) 改定時期について

令和 7 年 10 月分の学校給食費から適用する。

令和7年7月22日

立川市教育委員会

教育長 飯田 芳男 様

立川市学校給食運営審議会

会 長 石田 裕美



学校給食費の改定について（答申）

令和7年7月7日付立教給第726号で諮問を受けた標記について、慎重に審議を行った結果、下記の通り答申します。

記

1 答 申

立川市の学校給食（以下「給食」という。）は、学校給食法に基づき、成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的に実施されています。本審議会では、この目的を達成するために必要な課題等を審議しています。

この度、貴委員会より「学校給食費の改定について」の諮問を受け、審議をいたしました。

本審議会では、昨今の食材料の急激な物価高騰を踏まえ、国の「学校給食実施基準」が定める「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準を維持し、引き続き安全・安心な手づくり給食の提供を安定して継続するためには、1食あたりの学校給食費（以下「給食費」という。）を引き上げることが妥当であると判断しました。

改定額の算出に当たっては、以下の3点を基本的な考え方として定めました。

- ①「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた給食を安全・安心に提供できる給食費であること
- ②近隣自治体の給食費と比較して著しい乖離がないこと
- ③価格を抑えるための献立の工夫が過度な献立の制約にならないように配慮すること

これらの考え方に基づき、給食として提供すべき「食品構成（実績）」に、食品構成ごとに振り分けた「食材単価（中央値）」を乗じて概算の給食費を試算し、さらに献立の工夫等による減額割合を加味することで具体的な改定額を算出することが妥当であると判断しました。なお、具体的な計算結果と改定額については、次頁に記載しております。

また、改定時期については、特に精白米を中心とする昨今の食材料費の高騰の先行きが依然として不透明であることを踏まえ、可能な限り速やかに改定を行うことが望ましいと考えます。

最後に、今後の社会情勢や物価の変動等により、今回の答申における改定額とあるべき給食費との間に著しい乖離が生じる場合、安全・安心で「学校給食摂取基準」に沿った栄養バランスのとれた現在の給食水準の維持が困難と判断される場合には、改めて本審議会への諮問を検討していただくように申し添えます。

2 学校給食費の改定額

(1) 審議資料

- ・学校給食費の改定について
- ・これまでの学校給食費の改定状況
- ・食品構成（実績）×食材単価（中央値）による給食費の試算結果【小学校（中学年）】
- ・食品構成（実績）×食材単価（中央値）による給食費の試算結果【中学校】
- ・多摩 26 市の給食費の状況（令和 7 年度）【小学校／中学校】

(2) 改定額の具体的な計算方法

令和 5 年度の「食品構成（実績）」に、令和 7 年度の「食材単価（中央値）」（※ 1）を乗じて概算の給食費を試算し、献立作成及び食材調達工夫等に伴う食材料費の減額率を考慮して改定額を算出した。

また、小学校低学年及び高学年の給食費及び改定額については、中学年の試算額を基に、近隣自治体（多摩 26 市）における中学年に対する低学年および高学年の給食費の割合の平均値（※ 2）を用いて以下のとおり算出した。

※ 1 「食材単価（中央値）」とは、年度単位で使用実績のある食材料を、米、パン・めん類、緑黄色野菜、魚介類、肉類などの食品構成ごとに分類し、各食材料の年間平均購入単価（1g あたり）の中央値をとったもの。

※ 2 低学年：93.91%（☆）、高学年：106.04%（★）

①小学校給食費（中学年）

（ア）献立作成及び食材調達工夫等に伴う食材料費の減額率の算出

- ・令和 5 年度「食品構成（実績）」×令和 5 年度「食材単価（中央値）」＝ 330.471 円（A）
- ・現行の小学校給食費（中学年）＝ 288 円（B）
- ・（B）288 円 ÷ （A）330.471 円 ＝ 87.148%（C）

（イ）必要な給食費の算出

- ・令和 5 年度「食品構成（実績）」×令和 7 年度「食材単価（中央値）」＝ 360.689 円（D）
- ・（D）360.689 円 × （C）87.148% ＝ 315 円（整数値／小数点以下切り上げ）（E）

（ウ）改定額の算出

- ・（E）315 円 － （B）288 円 ＝ 27 円

以上により、改定後の小学校給食費（中学年）は 315 円、改定額は 27 円。

②小学校給食費（低学年）

- ・（E）315 円 × （☆）93.91 % ＝ 296 円

以上により、改定後の小学校給食費（低学年）は 296 円、改定額は 25 円。

③小学校給食費（高学年）

- ・（E）315 円 × （★）106.04 % ＝ 334 円

以上により、改定後の小学校給食費（高学年）は 334 円、改定額は 28 円。

④中学校給食費

(ア) 献立作成及び食材調達の工夫等に伴う食材料費の減額率の算出

- ・令和5年度「食品構成（実績）」×令和5年度「食材単価（中央値）」＝413.089円（a）
- ・現行の中学校給食費＝354円（b）
- ・（b）354円 ÷ （a）413.089円＝85.696％（c）

(イ) 必要な給食費の算出

- ・令和5年度「食品構成（実績）」×令和7年度「食材単価（中央値）」＝450.938円（d）
- ・（d）450.938円 × （c）85.696％＝387円（整数値／小数点以下切り上げ）（e）

(ウ) 改定額の算出

- ・（e）387円－（b）354円＝33円

以上により、改定後の中学校給食費は387円、改定額は33円。

(3) 現行の給食費と改定後の給食費（まとめ）

学 年	小学校低学年 (1・2年)	小学校中学年 (3・4年)	小学校高学年 (5・6年)	中学校 (1～3年)
1食単価 (現行)	271円	288円	306円	354円
1食単価 (改定後)	296円	315円	334円	387円
増 額	25円	27円	28円	33円

(4) 改定時期

可能な限り速やかに改定を行うことが望ましい。